

生駒市条例第 1 2 号

生駒市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 9 年 3 月 2 9 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

生駒市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年 1 1 月生駒市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

別表選挙事務関係者の部を削り、同表固定資産評価審査委員会の委員の項の次に次のように加える。

選挙長	日額 1 9 , 0 0 0
開票管理者	1 回につき 1 9 , 0 0 0
選挙立会人及び開票立会人	1 回につき 1 4 , 0 0 0
投票所の投票管理者	1 回につき 1 9 , 0 0 0
投票所の投票立会人	1 回につき 1 6 , 0 0 0
期日前投票所の投票管理者	日額 1 6 , 0 0 0
期日前投票所の投票立会人	日額 1 4 , 0 0 0

別表備考第 3 項を次のように改める。

- 3 選挙又は投票（以下「選挙等」という。）が同一の日に 2 以上行われる場合における選挙等の事務に従事する者の報酬の額については、当該 2 以上の選挙等を 1 の選挙等とみなして上表及び次項の規定を適用する。

附 則

この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。